

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

平戸市長 黒田 成彦

市町村名 (市町村コード)	平戸市 (42207)
地域名 (地域内農業集落名)	大島 (東神浦・西神浦・前平東・川畑・神山・前平西・山ノ頭・中宇戸・野中・ 出口・中央・上屋東・屋東・辻田・川内・的山浦・五乗寺・迎・板ノ浦)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月26日(第1回) 令和6年12月11日(第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

本地域は、離島となっており、基盤整備地と中山間地が混在しているが、中山間地域等直接支払交付金事業の取り組み組織や多面的機能活動組織を中心に営農が展開されている。耕作条件に差はあるものの、水稻を中心に葉たばこ、ばれいしょなどが耕作されている。また、島内の認定農業者(畜産農家)は自身の居住地区のみならず、他地区にも足を運び、飼料作物の作付けもなされている。近年では、葉たばこ農家のリタイアが増え、その後、何も作付けがなされず耕作放棄地も増えつつある。島内には溜池も多く、水利組合で管理しているが、一部水利などの耕作環境が悪い地区もある。

農業者の高齢化や人口減少に伴う担い手不足により、法面や農道・水路などの維持管理が過重な負担となっているところもあり、鳥獣被害も深刻化しており、将来における担い手、耕作者の確保は厳しい状況にある。

また、作物を作っても島外へ出荷するための輸送コストがかかり、農業所得も低く、耕作意欲の低下に繋がっている。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

水田は、中山間地域等直接支払交付金事業の取り組み組織及び多面的機能活動組織により水稻・飼料作物の作付けを維持し、地域内の認定農業者に農地の集積を進め、農作業のスマート化や高収益作物の検討など経営の効率・安定及び所得向上を図っていく。

また、基盤整備地区での耕作は継続しつつ、中山間地など耕作条件が悪いところは中山間直接支払交付金事業及び多面的機能活動組織の取り組み組織を中心に農地の保全、維持を図る。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	384.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	348.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

離島であるため、島内全域の農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。保全・管理等が行われる区域については、具体的な取り組みが計画された場合に設定していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者を中心に集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
大根坂地区においては、過去に地域集積を行っており、現在約70haを機構に貸付けている。今後も推進協議会と連携し、農地中間管理機構を活用した農地利用を継続・推進しつつ、今後は中山間地域等直接支払交付金事業の取り組み組織を中心に農業者の経営状況に応じて段階的に集積を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
既に基盤整備事業がなされている地区では、中山間地域等直接支払交付金事業の取り組み組織により、農道や水路の維持管理に取り組む。中山間地においては、基盤整備や狭地直しなどに取り組みたいとの声もあるため、検討を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
離島であるため、地域外からの確保は難しいため、可能な限り現在の担い手による耕作継続に努めつつ、地域内の認定農業者等の確保を検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できるドローン等による防除作業は、島内に受託業者は存在せず、ドローンの所有者はいるが防除の経験はない。今後はオペレーターの育成なども含め、目標地図に位置づける者による効率的な実施を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシなどによる鳥獣被害が拡大しないよう、防護柵の設置・維持管理を行う。  
 ③ドローン等を活用した農薬・除草剤散布などにより、農作業の省力化を行う。  
 ⑩地域内の農業を担う者等変更が生じた場合、該当地域の農業委員、農地利用最適化推進委員、地域の代表者などでの確認、協議を行い変更する。